

会 議 録

会議の名称	令和4年度 第6回飯塚市個人情報保護審議会
開催日時	令和4年10月28日(金) 午後1時30分～午後3時10分
開催場所	飯塚市役所 本庁舎2階 201会議室
出席委員	井上(道)委員(会長)、岡松委員(副会長)、下村委員、田中委員、柴田委員
欠席委員	井上(節)委員
事務局職員	手柴総務課長、橋本課長補佐、向野
実施機関職員	同上
会議内容	<p>「個人情報の保護の法律の改正に伴う個人情報保護制度における対応について」</p> <p>【改正条例第1項について現行条例同様に人権擁護について規定できるか、及び改正条例の名称について】</p> <p>1. 方向性</p> <p>現行条例の目的にある「本人の個人情報の開示、訂正を求める権利を保障する」という内容は、改正法で定められているものであり、改正条例において定めている規定ではないことから、改正条例の目的にそぐわない。</p> <p>その他の部分は条例の目的として齟齬はないことから、上記を除く部分を改正条例の目的として規定する。</p> <p>2. 意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法と重複して権利保障を書くこと自体に問題はあるのか。 ⇒法に反していなければ問題はない。 ・「目的」は条例全体の方向性を定める基本部分であり、権利保障は個人情報保護の核心部分である。市民は法改正やその法の内容を知らないため、明示したほうが市民としては分かりやすい。 ・現行条例では「個人情報保護」と「開示請求等の権利」を2本柱として目的を規定していた。法改正により、その2つは改正条例ではなく法に定められているため、条例で重複規定せず法に委ねてよいかと思う。 ・法令で定められた保障権利に基づいて、飯塚市が実際の運用について定める条例となるので、事務局案が良い。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会としては条例の作成ではなく、その方向性について審議をするものであるため、出された意見は答申書に記載する。 <p>【改正条例の名称について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容から見ても「個人情報の保護に関する法律施行条例」が適切である。 ・ 現行条例とは内容が変わる為、同じものとの誤解を招かないように名称は変更すべきである。 <p>【条例案の各条項に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正条例案第 9～14 条における「開示決定等」等が法律による開示決定等を示しているのであれば、引用表現等で定義を明記すべきである。 <p>【市民の責務に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の責務については改正条例案のとおり定めるべきである。 ・ 実施機関の責務も市民同様に具体的に記載するべきではないか。 ⇒改正条例第 6～14 条責任者の設置等具体的に示している。 <p>【答申案に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (3) 不開示情報について、飯塚市における公務員の個人名公開については、法と差異はないという表現で良いのか。 ⇒法第 78 条第 1 項第 2 号イの「慣行」にあたる為、差異なし。 ・ 答申書に以下の 3 点を付言事項として付け足す。 <ul style="list-style-type: none"> ① 条例の内容について市民に分かりやすく周知すること。 ② 条例改正により個人情報保護の水準が低下しないよう運営していくこと。 ③ 現行条例の精神を引き継ぎ、法に規定があつたとしても条例にも権利保障を盛り込むべきという強い意見もあつたこと。
会議資料	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 2 人)
その他	